

グラッドストンとスエズ運河

君塚直隆

序章

十九世紀後半のイギリスで、四度にわたって首相を務めたW・E・グラッドストンが、植民地への自治賦与によってイギリス帝国を維持することを課題としていた帝国主義者であったことは、ナップランドによつて指摘されて以来、今や広く認められている。

しかしエジプト問題、特に一八八二年夏のイギリスによるエジプト侵略といった問題に関しては、グラッドストンは常に消極的であり、他の閣僚達や世論に動かされていたとする考えがこれまでの研究史には広く見られてきた。例えば、一九五三年に「自由貿易帝国主義」という概念を打ち出したロビンソンとギャラハ⁽²⁾は、その後に著した研究によつてグラッドストンが一八八二年のエジプト侵略には消

極的であり、この際に中心的役割を担つたのはインド相のハーティントンであったと指摘している。⁽³⁾また彼らがイギリスのエジプト侵略の原因をスエズ運河の保全に置いていたのに対し、むしろイギリスの対エジプト債券所有者層の圧力を重視して彼らと論争を行なつたホブキンズも、こと侵略におけるグラッドストンの役割に関しては彼ら同様にこれを重視していないのである。⁽⁵⁾

そして近年このエジプト侵略問題に関する幾つかの論文を著したチエンバリンも、グラッドストンよりはむしろイギリスの当時の世論や、外務次官のデイルクの役割の方が重要であったと指摘しており、エジプト侵略におけるグラッドストンの存在はほとんど無視されてしまった。

一方我が国でも、近藤申一氏がグラッドストンを「小英國主義派」とは異なると指摘して以来⁽⁸⁾、それまでの「反帝國主義者」としてのグラッドストン像は訂正されていく。

しかし、エジプト侵略問題に関してはやはり彼を重視する傾向が見受けられず、坂井秀夫氏は「自己の外交政策と背馳する行動」を取らざるを得なくなつたとして、彼の指導力の低下を指摘しており⁽²⁾、また近年では秋田茂氏がエジプト侵略においては、グラッドストンの「影が薄い」ばかりでなく、「エジプト出兵で内外の批判を浴び、グラッドストーンの政治的指導力は急激に低下した」と述べている。⁽¹⁰⁾このように、これまでの研究史においては総じて、一八八二年のエジプト侵略におけるグラッドストンの立場を重視しない傾向が強かつたが、果たしてグラッドストンはイギリスによるエジプトの保持という問題には消極的であったのであらうか。

本論文は、一八五〇年代から一八八〇年代にかけてのグラッドストンのエジプト政策、スエズ政策を概観し、彼のイギリス中心型の帝国主義的な意識を再確認することを目的としている。第一章ではエジプトでスエズ運河建設計画が提案された一八五四年以降の、この計画に対するイギリスの対応についてを、この計画に賛成していたグラッドストンの考え方と、これに反対していた当時の実力者ペーマストンの考え方との対比に基づきながら考察していく。⁽¹¹⁾第二章では第一次グラッドストン内閣のスエズ運河政策と、第二次ディズレーリ内閣によるスエズ運河会社株購入について

考え、第三章ではこのディズレーリ政府による購入に対するグラッドストンの反対活動に関する若干の考察を試みる。特にこの第三章では、グラッドストンが自由党の党首を辞任して後に初めて見せた積極的政治活動としての、一八七六年二月の議会におけるスエズ運河会社株購入反対運動を中心据え、彼がこのスエズ株問題における反政府活動を皮切りとして、自由党における復権を狙っていた点を指摘するつもりである。秋田茂氏は、一八七〇年代半ばにおけるグラッドストンの政治活動を重視していないが、歐米では例えば一八七六年のヴィクトリア女王のインド女帝即位問題における彼の反対活動を重視する研究者もあり、一概にこの時期のグラッドストンの政治活動を過小評価するわけにはいかないのである。そして終章では一八八〇年代のグラッドストンのエジプト、及びスエズ運河政策を検討し、特に八二年のエジプト侵略において彼が重要な役割を果たしていた点を、グラッドストン・ランヴィルの往復書簡や議会での発言を考察する」とを通じて指摘する」とにする。

註

- (1) P. Knaplund, *Gladstone and Britain's Imperial Policy, London, 1927; Do, Gladstone's Foreign Policy, London, 1935.*

- (28) R. Robinson & J. Gallagher, "The Imperialism of Free Trade," *Economic History Review*, 2nd series, vol. 6, 1953.
- (29) Robinson & Gallagher, *Africa and the Victorians: The official mind of Imperialism*, London, 1961. (スル、本編
「アフリカとアフリカとビクトリアンズ」)
- (30) *Ibid.*, Chapter 5.
- (31) A. Hopkins, "The Victorians and Africa: A Reconsideration of the Occupation of Egypt, 1882," *Journal of African History*, vol. 27, 1986. たゞ、ナショナルの論争に關
しては、竹内幸雄『イギリス自由貿易帝国主義』(新評論、
一九九〇年) 第三編が詳しつて、同書はホーリーの理論に賛同
してゐる。
- (32) M.E. Chamberlain, "British public opinion and the invasion of Egypt, 1882," *Trivium*, vol. 16, 1981.
- (33) Chamberlain, "Sir Charles Dilke and the British intervention in Egypt in 1882: decision-making in a nineteenth-century cabinet," *British Journal of International Studies*, vol. 2, 1976.
- (34) 岩谷忠一「アフリカ主義(續)」(『拓殖大學論集』) 三九
年、一九六四年)。
- (35) 沢井秀夫『近代イギリス政治外交史一』創文社、一九七一年、一〇三頁。
- (36) 秋田茂「アフリカ軍海外派遣問題とイギリス帝國外交政策、
一八七八年～一八八三年」(『西洋史学』) 一五二号、一九八九年、五五頁。
- (37) ハーバード河史に關しては、近頃のが學術書として有用
- (38) 秋田茂「アフリカとビクトリアンのイギリス帝國認識」(『大阪外
語文系』、一九五七年) があり、ハーバード河建設に関する概説書
として便利である。同時に、運河会社の解説が多い。なお、學
術書ではないが、ブートの文庫版ハーバード河の建設から後の後
の世界史的問題に關する概説書である。J. ルイ (青柳瑞
穂訳)『ハーバード河』(第一書房、一九四〇年)、A. ジーク
ハイム (大住龍太郎訳)『ハーバード』(朝日新聞社、
一九四一年)、トマス・ルイ (山川出版社)『ハーバード』
ハーバードの運河』(トム出版社、一九八七年)。また、ベーマ
ス・エグリッシュ・ブルの関係についても、ハーバード河をめぐ
る両者の対立を研究した文献などがある。同時期の論題題が中
心に據つたものとしてP. Guedalla (ed.), *The Palmerston Papers: Gladstone and Palmerston*, London, 1928;
"アーヴィングの側からの両者の關係の闘争を取扱つたものとしてD. Steele,
"Gladstone and Palmerston," in P. Jagger (ed.), *Gladstone, Politics & Religion: A Collection of Founder's Day Lectures Delivered at St. Deiniol's Library, Hawarden, 1927-83*, London, 1985 など、ハーバード河の帝國主義の關係を論じてある。アルバート・ルーベンス・ハーバード
がそれらの対立をしらべなかつたと結論づけられており。

大英米研究』（五号、一九八七年）、一六四頁。以下、同論文を第一論文、注（10）に挙げた秋田論文を第二論文と略記する。

- (13) J.P. Rossi, "The Transformation of the British Liberal Policy: A Study of the Tactics of the Liberal Opposition, 1874-1880," *Transactions of the American Philosophical Society*, vol. 68, 1978 が、この問題のスケムベーの活動を高く評価している。また、T.A. Jenkins, *Gladstone, Whiggery and the Liberal Party, 1874-1886*, Oxford, 1988 も、「國王称号法問題は、グラッドストンは卓越した役割を果たした」と述べ、これはグラッドストンが「決して政界から引退した証ではないたか」と指摘している。(Ibid., p. 55.) また近年のグラッドストン研究では、M. Swartz, *The Politics of British Foreign Policy in the Era of Disraeli and Gladstone*, London, 1985 が、グラッドストンがスuez運河会社株購入を反対したのは、彼のライバル（トマス・ヘンリー）の勝利を苦々しく思っていたためと述べている。(Ibid., p. 126.)

第一章 スuez運河計画ヒギリスの対応

一八五四年、エジプト駐在のフランス総領事であるレセップスは、彼の長年の夢であったスuez運河建設計画に対し、時のエジプト太守、サイードの認可を得ることに成功した。本国フランスの皇帝ナポレオン三世の信任を既に

得ていたレセップスのこの計画にとって、当時最大の障害は、フランスと並んでこの地域の情勢に強い関心を抱いていたイギリス政府の反対であった。

一八五五年六月、スuez運河建設計画への承認を取りつけるべく、レセップスはロンドンを訪問し、時のイギリス首相ペーマ斯顿と会談したのであった。レセップスはイギリスにとってのスuez運河の効用について力説した。彼の主な主張は、(1)スuez運河はイギリス・イングランド間を一万多キロメートル以上短縮できる、(2)万一、英仏戦争となつてもイギリスはロンドン・イングランド間の主要衝、全沿岸基地を確保しているので、(スuez運河は)イギリスにとって不利にはならない、というものであった。しかし、ペーマ斯顿は、(1)運河建設は経済的ではなく、政治的意義による、(2)急激な交通ルートの転換はイギリスの利益に反する、(3)ひいてはイギリス・フランス関係も悪化するであろうと主張し、この計画に真っ向から反対したのである。

このペーマ斯顿の運河反対論は、直接的にはちょうど運河計画と同じ時期にイギリスが推進していたスuez鉄道計画を最重要視するという、イギリス政府の政策から導き出されたものであった。⁽⁴⁾しかし、ペーマ斯顿のスuez運河への反対には、彼自身の政策的理念も大きく作用していたと考えられる。まず第一に、第二次エジプト事件（一八

三九（四一年）の際に、イギリスの外相として彼自身が調停に乗り出したトルコ・エジプト関係⁽⁵⁾を、エジプトによるスエズ運河の建設によって再び悪化させたくないという外交的な判断があった。また、ペーマ斯顿外交の基調とも言うべき反フランス意識もそこにはあったと思われる。さらに、これらの背景には、イギリスの優越的な地位を前提としたイギリス中心の考え方があったことも指摘したい。

彼の思想は一八五〇年六月二五日の有名な「ローマ市民演説」⁽⁷⁾によく現れているが、このスエズ運河建設計画との関連では、彼の下院における一八五七年八月十四日の演説が注目される。この日彼は「もしイギリス政府が、ある計画がイギリス人にとって有害であると考へるならば、他の国の政治的、商業的な希望をいかにひどく妨害しようとも、その計画に反対することがイギリス人の義務であると思う」と述べ⁽⁸⁾、イギリス優越についてのその思想に全く変わりのないことを示したのである。

これに対して、ペーマ斯顿内閣の蔵相を一八五五年二月に辞任していたグラッドストンは、レセップスの運河建設計画に対して理解を示していた。スエズ運河会社が設立され、工事計画が具体的に進められていくこととなる一八五八年には、彼はスエズ運河計画を支持する考えを一層強固なものとしていた。そして、このグラッドストンのスエ

ズ運河建設計画支持の主張が最も明確に表明されたのが、同年六月一日の下院審議においてであった。当時政権は既に保守党に移っていたが、下院では、イギリス政府が運河建設に公的な援助を施すか否かをめぐり、改めてスエズ運河問題が討議されたのである。スエズ運河賛成派は、グラッドストンを始め、ホイッグのラッセルや急進派のブライドルであり、これに対する反対派はペーマ斯顿を筆頭に、スエズ鉄道計画の技術的推進者というべきスティーヴソン、そして時の蔵相ディズレーリらであった。⁽⁹⁾

スエズ運河反対論の焦点は、運河が技術的に不可能であることには絞りこまれ、鉄道の重要性が強調された。後に、スエズ運河会社株買収の立て役者となるはずのディズレーリも、この時点では、スエズ計画を「実現不可能の最も愚かしい行為」と位置づけ、「この計画は他国のもものなのに、どうして我が国が関与できましよう」と発言するなど、イギリス政府によるスエズ運河計画への公的援助を否定しているのである。⁽¹⁰⁾

これに対して、グラッドストンは次のように論じた。「ペーマ斯顿卿が（スエズ問題への）いわれのない干渉をなさるのはおかしい。……運河がインドへ（イギリスの）敵となり得る国の軍隊を運ぶと言われるのならば、鉄道でも同じことである。」（なお、上記引用文中の括弧内は筆

者。)しかし本稿では、この運河反対派への反論の直後にグラッドストンがこう述べてゐることに特に注目したい。⁽¹²⁾

もし開通したら、この運河を真に支配するのは誰か。
ヨーロッパで最大の海軍力を誇る國のものとなることは必然的である。すなわち、このイギリスこそが、他のいかなる國よりも運河を所有するにふさわしい國なのである。

この演説からうかがわれるよう、一八五八年當時、グラッドストンは後に彼の帝国政策の基盤となるイギリス優越意識を既にはつきりと育んでいたのである。ヨーロッパ随一の經濟・軍事大国イギリスの影響力は世界に及び、スエズ運河にしても、ひとたび完成すれば、そこを最も多く利用することになるであろうイギリスの經濟的支配下に置かれるに違いないと、グラッドストンは考えたのである。
これ以後の彼のスエズ政策、あるいはエジプト政策は、こうした考え方を下敷きにして展開されていく。それに、このグラッドストンのスエズ運河觀は、イギリスの優越的地位を強調していた点で、彼が反発していたペーマ斯顿の思想とも共通していたことが指摘できるのである。

註

(1) サイード以前のエジプト太守、とりわけムハンマド・アリーは、スエズ運河建設はエジプトの独立維持を困難にするとして、レセップスの計画に断固反対していた。これに対しても、レセップスの計画に断固反対していた。これに対しても、

イードは、レセップスの旧友であり、またエジプト政府の財政難を打開する新たな財源を必要としていたことから計画を許可した。(J. Marlowe, *A History of Modern Egypt and Anglo-Egyptian Relations, 1800-1953*, London, 1954, p.

62. 以下、同書や *Anglo-Egyptian Relations* へ略記。)

(2) イギリス・ナヒアト関係はナボンナハによるナヒアト遠征(一七九八年)の頃より緊密化するが、サイームはイギリスよりむしろフランスに接近した。(Ibid., Chapter 3.)

(3) ペドニー、前掲書、一〇九～一〇〇頁。

(4) ペーマ斯顿は、第一次ラッセル内閣で外相を務めていた一八四七年、當時の駐エジプト総領事マーレイに対してもスエズ鉄道計画の推進を命じており、これ以後彼はスエズ鉄道を重視している。(J. Marlowe, *Spoiling the Egyptians*, London, 1974, p. 40.)

(5) ルの調停とは、一八三九年にトルコがムハンマド・アリーを討伐しようとして逆にアリーがシリアを占領したことに端を発するトルコ・エジプト戦争のときのもの。この時トルコ側にイギリス、ロシア、オーストリア、プロイセンが味方し、アリーは仕方なくシリア、クレタ島をトルコに返した。この講和条約締結(一八四一年)の際に主導権を握っていたのが、

第二次メルバーン内閣の外相ペーマ斯顿であった。

(6) ペーマ斯顿の反フランス意識に関しては、R. Bullen,

Palmerston, Guizot and the collapse of the Entente Cordiale, London, 1974, pp. 25-50. を参照。

(7) 「シシルのローマ人が『私はローマ市民である』(Civis Romanus sum)と言えば、侮辱を免れることがでめたよ」と、イギリス国民がいかなる国においても、イギリスの注意深い眼と強力な腕が、自分を不正と不当行為から守ってくれるに違いないと確信だよねとも」。>呼ぶかけた下院での演説。

(*Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd series, vol. 112, p. 444. なお、本稿で利用している議事録はすべて 3rd series やある、以下同議事録を *Hansard*、>略記。) また、この「ローマ市民演説」の背景となつたドン・ペシティ事件について、中村英勝「ヴィクトリア朝立憲君主制の実態 (II)」([*史叢* 四一號、一九八八年]) を参照やれたい。

(8) *Hansard*, vol. 147, p. 1682.

(9) *Ibid.*, vol. 150, pp. 1360-1401.

(10) *Ibid.*, p. 1394.

(11) *Ibid.*, pp. 1386-1390.

(12) *Ibid.*, p. 1391.

(13) 十九世紀半ばの、歐州列強の海軍力を比較した研究はほとんどのなか、イギリス海軍に關つては以下の参考書を参照。Sir W. Clowes, *The Royal Navy*, London, 1903, Chapter 10; G. Marcus, *A Naval History of England*, London, 1961, Chapter 5.

(14) 坂井、前掲書の、トマドブトンがスエズ運河はイギリスの支配下に治まることになると信じていた点を指摘しており、「制海権を保持してゐるならば、イギリスはスエズ運河を自

動的に支配するであろうと彼は確信していたのであつた」と述べてゐる(同書、九八頁。)

第十一章 運河会社への介入

第一節 失われた機会

一八六九年十一月十七日、着工から十年にしてようやくスエズ運河は開通した。しかし、運河の国際的注目度とは裏腹に、当初のスエズ運河会社の経営は思わしくなかった。

運河開通の直後には、総工事費が予想をはるかに超え(一八五六年にレセップスは六〇〇万ポンドで運河は完成すると言つてはいたが、實際には一六〇〇万ポンドも要した)、かつ会社もかなりの赤字を抱えていたことが判明した。⁽¹⁾この事実はスエズ運河会社株(以下、スエズ株と略記)の価格にもすぐに反映し、一八六九年に一株五〇〇フランであった平均株価は、翌七〇年には二七・一フランにまで暴落した。⁽²⁾加えて、この一八七〇年には普仏戦争が勃発し、同年九月にはナポレオン三世が退位する。ナポレオン三世はスエズ運河建設にあたつてはその政治的、経済的、技術的援助をフランス国内に呼びかけ、スエズ運河を後押ししており、この普仏戦争によつてスエズ運河会社は強力な後ろ盾を失うことになつたのであつた。運河利用量の伸び悩

み、増大する債務といった会社の経営上の困難を克服するために、レセップス総裁（一八五八年就任）は会社の管理権、すなわちスエズ運河会社、ひいてはスエズ運河に関する経営上の権利をフランスからイギリスに移すことを考へるに至ったのである。⁽⁴⁾

一八七一年六月、レセップスは時のグラッドストン内閣の外相グランヴィルに対し、以下の三つの条件のもとで、スエズ運河会社の管理権をイギリス政府に売り渡したい旨を正式に伝えてきた。その条件とは、(1)売却価格は一二〇万ポンド、(2)以後五十年間にわたり、イギリス政府が毎年一〇〇〇万フラン（約四〇万ポンド）⁽⁵⁾を株主に利息として支払う、(3)トルコ政府が運河を、イギリス政府が、運河管理権を取得すること、というものであった。⁽⁶⁾しかしこの申し入れは、グラッドストン内閣全体の合意のもとに拒否されてしまうのである。実はその前年の一八七〇年十二月以来、エジプト太守イスマイールも、彼の持ち分であるスエズ株の売却の希望をイギリス政府に再三伝えていたのであるが、それをもグラッドストン内閣は拒否していたのであった。このスマイルのスエズ株売却の申し入れの際には、内閣ではインド担当相のアーガイルだけがこれの購入に賛成で、残りの閣僚は全員反対であった。⁽⁷⁾この時特に反対したのが、内閣の中核である外相のグランヴィルと蔵

相のロウであり、中でもロウは「その買い物は、イギリスがその後なきねばならぬことを考へるならば引き合わないし、そのために現在以上にエジプトに巻き込まれるから」という理由で、スエズ株購入に強く反対した。⁽⁸⁾

グラッドストン首相自身もこのスエズ運河会社の管理権、あるいはスエズ株の購入にはともに反対していたが、その理由は二つ考えられる。まず一つは、前章でも指摘したイギリス優越意識に基づく彼自身のスエズ運河觀が、この時にも存在していたことである。グラッドストンは相変わらずスエズが、将来イギリスに支配されることになると信じていたのであり、一八七〇年十一月十三日のグランヴィルへの手紙の中でも、「（スエズ）運河が要塞化されない限り、エジプトなど恐れることはない……地中海に我々以上の勢力など無いのだから」とイギリスの力を誇示している。もう一つは、運河利用国としてのイギリスの立場の重視である。イギリスは一八七一年当時、既にスエズ運河最大の顧客であった。一八七〇年の統計ではスエズ運河を通過した船舶の総数は四八九隻、総トン数四三万七〇〇〇トンであったが、このうちイギリス船の占める割合は三二四隻、二九万一〇〇〇トンに及んでいるのである。従ってイギリスにとっては会社の管理権よりもむしろ運河通行料金下げのほうが重要であり、事実イギリスは後に値下げ要求運動

の急先鋒となつた。スエズ運河は開通以来、運河通行料金を船舶重量一トンにつき十フランとしていたが、一八七三年に会社の經營難に伴い、一割の料金値上げを発表した。これに對してグラッドストンのイギリス政府は、通行料金の最終決定権を持つトルコ政府に圧力をかけてこの値上げを撤回させてしまったのであった。⁽¹⁾

こうしたことから、グラッドストンはスエズ株、さらには会社の管理権の引き取りを拒否したのであるが、その一方で彼はイギリスにとってのスエズ運河の重要性に注意を払っている。グラッドストンは、株など買収しなくとも、イギリスが運河会社に對して充分に影響力を行使し得ることに気付いており、その認識が後のディズレーリによるスエズ株購入に対する彼の反応の前提となるのである。

第二節 ディズレーリのスエズ株購入

グラッドストン内閣がスエズ運河会社の管理権、及びスエズ株の購入を断わってから四年後の一八七五年十一月十五日、その前年の二月に成立していた第二次ディズレーリ保守党内閣の外相ダービーのもとに、イスマイールがまたもやエジプト政府所有のスエズ株、十七万七〇〇〇株を売却したがつているという情報が伝えられた。ディズレーリ首相はスエズを握ることがインドへの道を確保する上でも、

またロシアの南下政策を牽制する上でも役に立つと考えて、この情報に素早く反応した。⁽¹³⁾

イスマイールの要求額は四〇〇万ポンドであったが、この価格は当時のスエズ株の市場価格と比較すれば安いもの（当時一株六八五フランであつたが、それを五六二と三フランにした計算となる）であった。実はこの四〇〇万ポンドという額は、その時点でイスマイールが早急に必要としていた金額に一致するものであり、イスマイールは金策にかなり焦りを見せていた訳である。⁽¹⁵⁾ 彼はこの話をイギリスに持ちかける前にフランス政府にも申し入れをしていたのであるが、当時のフランスに一億フラン（四〇〇万ポンド）の大金を投じ得る者など、公私ともにいなかつた。さらに、もしフランスがこれを購入すれば既にスエズ株の五〇%以上を所有していた同国は、事実上単独で会社を運営しなければならなくなる。このため、フランスの政治家はイスマイールの申し入れを受けることはできなかつたのである。

十一月十七日、ディズレーリは閣議でこのスエズ株購入について閣僚たちと話し合つたが、大半の閣僚はこれに反対した。ダービー外相は「この購入は財政的にも問題があるが、外交的にも（イギリスの）対フランス、及び対トルコの関係から考えると、避けたほうが良いと思われる」とこ

の二日後に指摘している。⁽¹⁷⁾また、蔵相のノースコートも二六日にはディズレーリ首相に対し、「我々（イギリス政府）は今までスエズ運河への投資など考えてもきませんで」と、運河の建設当初からこれに反対し続け、レセップス氏が困窮していたときもこれに救いの手を差し伸べもしませんでした。また運河開通後も我が国の船舶所有者達は（運河会社に対し）何かと無理難題を持ちかけてきました。そのような後で、今や運河の将来性が確実になってきたからといって、これを手に入れようというのには……私は反対であります」と述べている。⁽¹⁸⁾（なお、上記引用文中の括弧内は筆者。）しかしディズレーリは、このようにスエズ株購入に反対する閣僚達を必死に説得し、その裏では着々と購入の準備を進めていた。そして一八七五年十一月二五日、エジプト政府はイスマイールの所有するスエズ運河会社の株式十七万六六〇二株を、イギリス政府に売却することを決定した。これに對してディズレーリは、當時議会が休会中であったため、かの有名なロスチャイルドから四〇〇万ポンドの借用によつて資金を準備し、ついにスエズ株購入へと踏み切つたのであった。⁽¹⁹⁾このスエズ株の件に関しては、十一月十七日の閣議以来ディズレーリに処理が任されていたとはいえ、閣議においてスエズ株購入が正式に決定を見たのは、エジプト政府との交渉成立の二日

後、十一月二七日のことであった。⁽²⁰⁾こうしてイギリス政府はスエズ運河会社最大の株主となつた訳である。この購入に對して、ヴィクトリア女王は歓喜し、「この購入はおそらくこの国で最も（政府の）人気を上げることとなるでしょう、真に偉大で重要なものであります」と言つて、ディズレーリを称賛した。⁽²¹⁾また『タイムズ』は「この購入は政治的理由によるものであるが、これがエジプトの經濟にどのような影響を与えるようが、あるいはイギリスに利益をもたらそうとそうでなかろうと、決して悔れない重要な一步である」、「我々は全てをディズレーリ氏にお任せすべきである」と述べて、ディズレーリのスエズ株購入を賛美したのであつた。

しかしこの成功の裏側には、二つの大きな見落としが隠されていた。まず一つには、イスマイールは既に自らのスエズ株を抵当に入れて借金をしており、彼の持ち株（すなわち今やイギリス政府の持ち株）は、一八九四年まで株主総会における表決権を有してはいなかつたのである。また、スエズ運河会社細則第五一条により、株主は総会での表決にあたり持ち株二五株につき一票を有することになつていたが、一株主は最大十票までしか表決権を持ち得ないことがされていたのである。⁽²²⁾この二点のうち、第一点について

ヌラ・ムーム・ベントンとスuez運河（君塚）

れ、一八七六年一月三日にはイギリス政府の表決権は回復するに至った。⁽²⁴⁾ そして第一点に関しては、マジアートに駐在経験のある陸軍軍人ストークス大佐によつて、イギリス政府所有の総株券を七〇六人の代理人に一人二五〇株ずつ分配してはどうかという提案が提出された。しかしながら、ス总裁は、そつせやともイギリスの発言権を最重要視する約束したので、この細則五一条の問題もおなじく七六年一月三日までに解決されたのである。そしてそれば、一八七六年度議会開会のわやか五日前の二月二日であった。

註

- (1) 今尾、前掲書、一一五～一一八頁。
 - (2) 同書、一一七頁。
 - (3) ナポンホーリーのスuez運河への援助については、Wilson, *op. cit.*, p. 16, やく、「前掲書を参照。」
 - (4) Wilson, *op. cit.*, p. 44.
 - (5) 一八〇三年に、一兆ドル＝一億九千五百八十六万九千五百九十二円で、ナッシュは一八七〇年代後半に、その資本を完全に失つた。(F. Pick, *All the Monies of the World*, New York, 1971, p. 165.)
 - (6) ナッシュ、前掲書、一〇四～一〇五頁、Marlowe, *Making of the Suez Canal*, p. 289.
 - (7) 今尾、前掲書、一一〇頁。
 - (8) A. Briggs, *Victorian People*, Chicago, 1955, p. 260. (『维多利亚朝の人々』村岡健次・河村貞枝訳、『ネルギューム』
- (9) Wilson, *op. cit.*, p. 47.
 - (10) Marlowe, *Making of the Suez Canal*, pp. 288-289.
 - (11) 「一八七五年十一月十五日」『スuez・ペル・カヤック』の編集者、グリーン・チャーチルは、彼の心からく情報が伝わった。(Wilson, *op. cit.*, p. 49.)
 - (12) W. Monypenny & G. Buckle, *The Life of Benjamin Disraeli; Earl of Beaconsfield*, vol. 2, London, 1929, pp. 779-780.
 - (13) Marlowe, *Making of the Suez Canal*, p. 302. 一八七五年から会社の業績が持つ直上、この年の十四月、株価は六八五万九千一百九十九円に落ち着いた。
 - (14) Marlowe, *Making of the Suez Canal*, p. 283. ハンブレ政府は一八七五年十一月の段階で、年収は約四〇一萬ポンドの負債返済を迫られていた。
 - (15) Ibid., p. 283. ハンブル政府は一八七五年十一月の段階で、年収は約四〇一萬ポンドの負債返済を迫られていた。
 - (16) 今尾、前掲書、一四〇～一四五頁。なお、ハーナムは二十一株を所有していたが、これが幾つかの私企業に分散された。
 - (17) Wilson, *op. cit.*, p. 50. 一八七五年十一月十九日付のライオーネ卿宛の手紙。
 - (18) Ibid.
 - (19) Monypenny & Buckle, *op. cit.*, pp. 786-789. 当初イスマールは彼の今持株十七万七千六百一十一株を売却しようとした

が、一〇四〇株残して十七万六六〇株となつた。従つて正確な購入代金は、一八七六年二月十四日の下院におけるノースコート蔵相の説明によれば、三九七万六五八二ポンンド、ロスチャイルドに支払う手数料(11・五%)九万九四一五ポンド、雜費六二五ポンドとなり総計で、四〇七万六六一三一ポンドとなつてしまふ。(Hansard, vol. 227, p. 267.)

- (20) 今尾、前掲書、一一八頁。
(21) Monypenny & Buckle, *op. cit.*, p. 789.
(22) *The Times*, November 26, 1875.
(23) Marlowe, *Anglo-Egyptian Relations*, p. 74.
(24) 今尾、前掲書、一四三頁。
(25) Hansard, vol. 227, pp. 655-658.

第三章 グラッドストンの反対

一八七五年十一月二十六日、既にその年の一月に自由党の党首を辞任していたグラッドストンは、その日の『タイムズ』の記事によって初めて、ディズレーリによるスエズ株購入を知らされた。そして彼は次のように日記に記している。「午前中、私はスエズ運河会社株が即金で購入されたという驚くべき知らせを受け取つた。もしこれが本当なら、そしてもしヨーロッパとの協調がうまく行かないことになれば、由々しき結果を生み出すに違ひない。こんなこと少しも誉められたことではない。」

実はこの四日前の十一月二二日にグラッドストンのもとには、スエズ株の購入があるかもしれないという噂だけは伝わっていた。その時彼は、以下の理由からディズレーリ政府にスエズ株が買えるはずがないとグランヴィルに対し断言していた。(1) (スエズ株の) 買入れの決断が早急である、(2) 代金を早急に支払わねばならない、(3) 買入れ代金に対し当分は5%の利子を太守が保証するが、以後の利息は全く会社の成績如何による、(4) 議会の承認なしに四〇〇万ポンンドもの大金を支払えるはずがない、(5) その(予算承認の) ために両院を招集する様子もない。ところが、購入は現実となり、グラッドストンは、翌年二月に始まる議会の次期会期での反対活動に向けて、着々と準備を進めていくのである。特に一八七六年一月からは、スエズ運河関係の論文を三点読み、その他に雑誌の中のスエズ運河株購入問題に関する記事にも幾つか目を通して、⁽³⁾いる。

このように、グラッドストンはスエズ運河問題についての研究を充分に行なつた上で、一八七六年二月八日の議会開会を迎えたのであった。下院でスエズ株購入問題についての審議が開始されたのは、二月十四日の予算委員会からであり、この日はノースコート蔵相からスエズ株購入の経緯、費用についての報告と、ロスチャイルドに支払うべき四〇八万ポンンドの補正予算案提出がなされた。⁽⁴⁾これに対し

て質問をしたのが野党自由党の党首であるハーティントンと、前党首のグラッドストンであった。しかしこの時ハーティントンは、この件については「何故新聞のほうが議会より早くしかも正確に知っているのか」という趣旨の短い発言しかしていない。⁽⁵⁾一方、それより内容に立ち入った発言をしたグラッドストンも、この日は長い発言は控えていた。だがこの日、グラッドストンはこのスエズ株購入予算の承認決議に関しては、一週間延期するよう政府に求め、政府もこれを了承した。⁽⁶⁾このスエズ株問題に関しては、自由党においてはグラッドストンが主導権を握っていたと言つてよい。

そして一週間後の二月二一日、同じく下院の予算委員会において、グラッドストンは一時間二〇分にわたって、政府によるスエズ株購入への反対意見を披露した。ところが、この演説の趣旨は購入そのものへの批判ではなく、購入手続きへの批判、そして政府の事前調査の不足への批判でしかなかつたのである。「十七万六〇〇株で得られたのはわずか十票、政府は表決権に限界があるので御存知なかつたのか」と、彼はまず政府の失策をついている。そして、議会に何の相談もなしに購入したというその手続きに対しても、「私の知つている限り、（このような政府のやり方は）全く慣例のなかつたことであるだけでなく、我々の財

政に関する原理とも全く合わないものである」⁽⁹⁾、「四〇〇万ポンドという大金が支払われてもう三ヶ月になるが、我々はその正確な日付さえ知られていないではないか」と述べ、またイングランド銀行が今や大蔵大臣の私物と化しているとして政府を批判している。そして彼は再び表決権の問題に立ち返り、「会社を支配するには、票数の大半を握るか、（フランスとの）利害の一一致を見出すか二つに一つだが、政府は票の大多数を手に入れたのか？」この十票問題は大いに批判されるべきだ」とまくしたてたのである。⁽¹⁰⁾そして第二章第一節でも指摘した、運河利用国としてのイギリスの利害を意識した発言がここでも聞かれるのである。「スエズ運河会社の株主であつても、イギリス政府は他の株主と同じような利益は望めないのであり、むしろ他の株主達と対立するだらう。（何故ならばイギリス国内には）一方で（通行料金値下げの問題も含む）運河の改良を望む声があり、他方で（会社の）配当金を望む声があるのだから。⁽¹¹⁾」（なお、上記引用文中の括弧内は筆者。）それでも、グラッドストンはこの購入を心底から否定してはいなかつたかのように、次のように述べている。「この買い物は決して悪い買い物であったとは言い切れまい。」⁽¹⁴⁾

このように、グラッドストンが政府によるスエズ株購入に反対していた時、野党自由党の他の幹部達は事件にどう

対処していたのであるうか。党首のハーティントンは、グラッドストンがスエズ株購入代金の補正予算案提出の延期

を提案した四日後の二月十八日付けの手紙で、グラッドストンからこの問題に関して政府を攻撃するよう助言を受けた。しかし、幹事長のアダムから「(スエズ株購入は)選挙民にも人気が高いし、党員達も人気のない側には立ちはだからないだろう」と指摘され、⁽¹⁵⁾二月二一日の委員会でも、政府への強い反対は控えてしまつた。自由党貴族院指導者で前外相のグランヴィルにしても、当初スエズ株購入に否定的であったが、一八七五年十二月の段階で既に政府への反対活動に迷いを感じるようになり、一八七六年三月七日には貴族院の本会議でスエズ株問題について質問しているが、これも購入手続きへの短い批判に終わつてゐる。そしてグラッドストンと共に二月二一日に下院で反対意見を述べた前閣相のロウにしても、論点はやはり購入手手続きに限定したのである。⁽¹⁷⁾

結局、スエズ運河株購入費用の四〇八万ポンドに関する補正予算法案は、一八七六年二月二十五日に下院に提出され、二八日に第二読会、三月六日に第三読会を通過、同日貴族院に移されて第一読会、七日に第二読会、そして三月九日ついに女王の裁可を得て成立したのであつた。そしてこの四〇八万ポンドは、翌十日に購入資金を調達したロスチャ

イルドに返された。⁽¹⁹⁾

以上、一八七六年の議会審議の経過をたどつてきたが、この審議については次の三点が指摘できると思われる。まず第一に、一八五〇年代以来見られたグラッドストンのイギリス優越意識に基づくスエズ運河觀が、やはりここでも見受けられることである。彼の発言には、四〇〇万ポンドもの大金を使わざとも、スエズは自然とイギリスのものになるという考え方がうかがわれる。従つて、彼はスエズ運河を手に入れることが自体には決して反対していないのである。このことは、二月二一日の議会での発言の中で、グラッドストンがしきりに「四〇〇万ポンドもの大金」を議会に無断で動かし、しかも表決権は「十票しか」得られなかつたという点を強調していることや、スエズ株購入を「悪い買物ではなかつた」と言つてしまつていることからもうかがわれると思われる。事実彼は、スエズ株購入のほぼ一年後の一八七六年十一月十七日のグランヴィルへの手紙の中で、「スエズ運河は、戦時においても地中海で圧倒的な優勢を誇るイギリス海軍によつて支配されるのだ」と指摘しているし、また一八七八年一月五日のグランヴィルへの手紙の中でも、「あのスエズ株購入は、私の見る限り最も愚かしい行為であり、ロシアやフランスとの反目をもたらしたであらう。しかしあれはやはり成功だったのかもしだ

ない」とも述べているのである。⁽²⁾一八五五年以来、彼のスuez觀は変わつていないと言える。

次に第二点として、スuez株購入問題をめぐる自由党幹部の優柔不斷な姿勢を指摘したい。一八七五年冬のスuez株購入当初とは打って変わつた彼らの議会での消極的態度は、野党政治家としての機能を充分には果たしていないようと思われる。グラッドストンを除く自由党幹部の、これと同様の消極的姿勢は、七六年三月のヴィクトリア女王のインド女帝即位問題、あるいは同年夏にトルコ帝国内のブルガリア人キリスト教徒が虐殺されたことに端を発するブルガリア危機問題でも見られるように思われる。⁽²²⁾

この第二点はただちに次の第三点と関わつてくる。すなわち、グラッドストンの自由党内での復権である。一八七四年の総選挙における自由党の敗北後、グラッドストンの党内での力は徐々に衰えていった。しかし、本章で見たように、彼は七五年末以降のこのスuez問題で再び登場する機会を得たのである。グラッドストンはその後、前述したインド女帝即位問題、及びブルガリア危機問題で活発に活動し、一時的隠退状態から完全に復活することとなる。その党内における復活の第一の契機となつたのが、このスuez株購入反対活動であったのである。事実、一八七五年と七六年のそれぞれの議会におけるグラッドストンの活動を

見てみると、スuez問題で幕を開けた七六年議会のほうがかなり精力的に動いていることが確認される。⁽²³⁾

これらの三点をあわせ考えると、グラッドストンの反対活動をディズレーリ政権の帝国政策への理念的批判を目的とするものと断定することは慎重となるべきであらう。スuez株購入への彼の批判は、むしろ自由党内での自らの復権をも狙つた、自己宣伝的色彩の強い行動であった可能性が大きいのである。

註

(1) H.C.G. Matthew(ed.), *The Gladstone Diaries*, vol. 9,

Oxford, 1986, p. 83. (以下「回書類 Diaries」)

(2) P.C. 1868-1876, vol. 2, p. 473.

(3) *Diaries*, pp. 94-106. |一八七六年|日本|英米|ヤマハタケの

講演集 *The History of the Suez Canal*, +11月 R.M. Heron, *The Suez Canal Question: a letter*, 11月|日本|

S. Amos, *The Purchase of the Suez Canal Shares and International Law*, +1874-1914|日本|英連邦|米雑誌記

事記載入。なお、ヨーロッパはスuez株購入をイギリスのマハム支配の上からの支持しておる(Heron, *op. cit.*, pp. 12-13), ハイエスは購入反対派であった。(Wilson, *op. cit.*, p. 57.)

(4) *Hansard*, vol. 227, pp. 266-289.

(5) *Ibid.*, pp. 288-289.

- (6) *Ibid.*, pp. 291-294.
- (7) 「一トマムの問題への消極的姿勢は既に知られて
いた。一八七六年一月六日（議会開会二日前）の陸英曰、保
守党的下院議員「ヨーロッパはホーリー・リーグ、『トリニティ運河
ヒューロウ・チャーチ』スウェーデン政府への攻撃があると
いふ噂があるが、彼（一トマム）はその心配しない」と
何を知らされて、さうなつて、されば問題の長の討論を期待して
いた」（Swartz, *op. cit.*, p. 127.）
- (8) *Hansard*, vol. 227, p. 587.
- (9) *Ibid.*, p. 588.
- (10) *Ibid.*, p. 591.
- (11) *Ibid.*, pp. 593-594.
- (12) *Ibid.*, p. 599.
- (13) *Ibid.*, p. 600.
- (14) *Ibid.*, p. 605.
- (15) ハム・カム・ムンダ、スリ・ダ・問題が議会で討議され始めた日
である一月十四日は、ハーティントンに対して「私以上に」
の議事の核心を突くようだ見解がある（Jenkins）と輔ひて、ス
リ・ダ・問題に対して積極的に反論を展開するの促して、た。
しかしハーティントンは、ハム・カム・ムンダの動
あがけに応えなかったのである。（Jenkins, *op. cit.*, p. 56.）
- (16) P.C. 1868-1876, vol. 2, pp. 474-475. また貴族院での発言
は、*Hansard*, vol. 227, pp. 1499-1500, 1503-1505 である。
なれば、ハム・カム・ムンダは一トマムに手紙を送ったのと
同じ二月十八日に、貴族院のクランカッセル議員（スリ・ダ・
株購入に強く反対するよう助言した。（P.C. 1868-1876, vol.
- (17) 2, p. 48.)
- (18) *Hansard*, vol. 227, pp. 351-352.
- (19) R. Davis, *The English Rothschild*, Chapel Hill, 1983,
p. 180.
- (20) A. Ramm(ed.), *The Political Correspondence of Mr.
Gladstone and Lord Granville, 1866-1886*, 2 vols., London,
1962, vol. 1, p. 20. (エドワード・グレーヴィルのP.C. 1876-1886.
小説館)
- (21) *Ibid.*, pp. 66-67.
- (22) 「スリ・ダ・問題に関する活動に關する」
トゼ、R.T.Shannon, *Gladstone and the Bulgarian Atrocities Agitation, 1876*, London, 1963 が誰か、ハム・カム・ムンダ
の活動に關するトゼ、D.A. Hamer, *Liberal Politics in the Age of Gladstone and Rosebery: A Study in Leadership and Policy*, Oxford, 1972, Chapters 2 & 3 と
スリ・ダ・問題の自由党の内部事情について述べてある。スリ・ダ・
ムンダの存在を重視している。
- (23) 一八七五年度議会（一月五日～八月十三日、計111日）
におけるグラッドストンの発言回数は十五回、七六年度議会
(一月八日～八月十五日、計116日)は十九回となつて、いる。
回数では両年に大した差はないが、七六年度の方が一回の発
言量がかなり長くなつていて、特に一月二一日のスリ・ダ・株購
入反対意見と、三月二十日のイングランド帝位反対意見は長時
間で説得力に富んだ演説であった。ちなみに、ハーティントン

ンは七五年度が四六回、七六年度が四二回、グランヴィルは七五年度が二七回、七六年度が三一回となつてゐる。しかし、七六年度議会に關する限り、質量いづれの面でもグラッドストンの上記二つの演説を越える演説は両者には見受けられないようである。(Hansard, vols. 222-231.) ブルガリア危機問題では、議会が休会となつた後の七六年八月後半以降、グラッドストン自身の手による *Bulgarian Horrors and the Question of the East.* といふペーパーハーナーによつて反政府活動が進められた。(詳細は、Shammon, *op. cit.* を参照。)

終章 グラッドストンのハビアート政策

一八七五年十一月のスエズ株購入は、エジプト及びスエズ以東の地域における、イギリスの権益を増大させると同時に、ヨーロッパの國際政局におけるイギリスの立場をも向上させるものであつた。他方、この購入事件は、前章でも指摘した通り、自由党内におけるグラッドストンの勢力を増大させ、一八七九年のミッドロジアン演説を経て、彼は再び自由党の實質的な指導者となつたのである。そして一八八〇年三月の総選挙で自由党が勝利を得ると、グラッドストンは第二次の内閣を組織し、政局を担当することとなる。

その間エジプトでは、一八七六年一月に、イスマイール

がエジプト政府の破産宣言を行い、これ以後エジプトはイギリス、フランス二国の財政的支配下に置かれていた。加えて、一八七八年にはエジプトで「歐洲人内閣」も成立し、エジプトは政治的にもイギリス、フランスの属国と化していくのであつた。このような状況の下、一八八二年一月にはエジプトで民族主義的な反乱が勃発した。陸軍軍人のアラービーを指導者とする、いわゆる「アラービー・パシャの乱」⁽⁴⁾である。この反乱が発生した当初には、イギリス首相グラッドストンも「単なる狂亂軍人の乱に過ぎない」として、これをあまり重視していなかつた。⁽⁵⁾しかし、一八八二年六月十一日、アレキサン드리亞で歐洲人五十名が虐殺されや、グラッドストンも事態を深刻に受け止めるようになり、反乱への軍事介入を考えることとなるのである。⁽⁶⁾

グラッドストンのイギリス政府がアラービー・パシャの乱に介入する場合、その動機としては次の二つが考えられる。一つは、エジプトに多額の海外投資を行つてゐるイギリス本国の債権保有者層の金融的利害の保護であり、もう一つはスエズ運河の有する戦略的権益の擁護であつた。帝國史研究者のホプキンズは、前者のイギリス債権所有者層の利益擁護こそイギリスによるエジプト侵略の原因であると指摘しており、その際グラッドストン内閣ではインド相のハーティントン、外務次官のディルクらがこの階層を代

弁して内閣で戦争推進派^{ウーバーチ}を形成していたと述べている。⁽⁸⁾

しかし、グラッドストンはイギリスによるエジプトへの軍事介入の理由として、特にこの後者のエジプトへの擁護を掲げていた。これまで述べてきた通り、グラッドストンはエジプトに対するイギリスの支配を当然視しており、エジプト運河の防衛の重要性について閥僚達に力説した。彼は一八八二年六月二十日の閣議では、その日の中心主題としてエジプト防衛の手段をとりあげ、また翌二一日のグランヴィル外相への手紙の中でも「とにかく最も重要なことは、スエジプト運河を含む我々の領域の保全についてである」と述べている。⁽⁹⁾しかし実際にはグラッドストンは、エジプト防衛をエジプトへの軍事介入の名目として捉えていたように思われる。このことは、八二年七月五日のグランヴィルへの手紙によつてもある程度推測される。その手紙の内容とは、「もし現在の（アラービー）エジプト政府が運河を封鎖してくれば、我々の軍事介入も正当化されるのだが」というものであった。⁽¹⁰⁾一方、グラッドストンは議会では、「スエジプトのための介入」を盛んに強調し、八二年七月十二日の下院本会議において、「ヨーロッパの協調が（今後）どうなるかということは、まさにエジプト運河の航行如何に関わつてゐる」と述べ、⁽¹¹⁾また七月二十四日の下院でも、「今やかがエジプト運河を守らなければならないのである」と指摘

している。⁽¹²⁾

このような中で一八八二年七月十一日には、イギリス海軍がアレキサンドリアを砲撃し、ついに七月二七日、イギリス議会はアラービー・パシャの乱への単独介入を決定した。その日、グラッドストン首相は、女王に対しても以下のように奏上している。「ほんの少しの例外を除きまして、議会全体が、我々がこれから踏み出そうとしている事柄の必要性と正当性を認めたのであります。」一八八二年九月十三日、八ヶ月に及んだアラービー・パシャの乱も、ついにイギリス軍によつて鎮圧された。エジプト運河の防衛というグラッドストンの目的は達成されたのである。しかしながら、グラッドストンによるエジプトへの介入は、単にエジプト運河の防衛には留まらなかつた。彼はエジプトの支配をもその視野に入れており、一八八四年十月十七日には、グランヴィルへの手紙の中で「イギリスは、エジプトのための介入」を理由にエジプト財政に口を挟むことができるのだ」と主張しているのである。グラッドストンがアラービー・パシャの乱に介入する際に唱えていた「スエジプトのための介入」は、実はイギリスのエジプト支配に直接つながるものであった。彼は一八八二年十二月十四日の時点では、「エジプトに平和が戻ればすぐにでも（イギリスは）撤退する」とグランヴィルに述べていたが、一八八五年一月六

会も反発したために破棄されてしまうこととなる。⁽¹⁸⁾

日になると、彼への手紙の中で、「我々がエジプトに留まつてゐる限り、エジプトは平和だ」と指摘するようになつてゐるのである。更に、一八八三年にはエジプト事情に詳しいベアリングをカイロ駐在のイギリス総領事に任命し、グラッドストンはエジプトに関しては全て彼に任せ、彼はその後一九〇七年までこの職に留まることとなる。グラッドストンにとって、スエズ運河はそれ自体イギリス帝国の重要な権益であるだけではなく、エジプトに政治的・軍事的介入をする際、その正当性を国内外に認めさせる名目となるものでもあつた。

グラッドストンのスエズ支配熱は、アラービー・パシャの乱の終結後には一層強まつたようである。彼は反乱鎮圧後の一八八二年九月二七日には、スエズ株を更に幾らか買取るという相談をグランヴィルとしており、また翌八三年七月十日にはスエズ運河会社との間にイギリスに有利となる覚書の作成を試みてもいる。しかし、レセップスから提示された覚書とは、(1)第二運河の建設の推進、(2)運河通行料金の値下げ、(3)イギリス代表理事三名を各々、副社長、管理委員会委員長、財務委員会委員長に据える、(4)第二運河はイギリスの財政的援助で建設する、という内容のものであり、この覚書は、最後の第二運河建設への財政的援助という点に、グラッドストンが反対し、さらにイギリス議

以上の如く、一八八〇年代前半にグラッドストンはそのエジプト政策、スエズ政策において、帝国の権益拡大に積極的な姿勢を見せ、エジプト支配を強化する政策を強力に推進したのである。序章でも指摘した通り、これまでの研究史では一八八二年のイギリスによるエジプト侵略において、グラッドストンは介入に乗り気ではなく、彼は閣僚達に促されて最終的に軍事介入に踏み切つたという解釈が主流を占めていた。しかし、本稿で見たグラッドストンはこれとはかなり異なつた印象を与えるように思われる。ファーニーも指摘している如く、アラービー・パシャの乱の勃発後数ヶ月（一八八二年七月初頭まで）においては、スエズ運河にはほとんど危機などなく、グラッドストンもそのことは承知していたと考えられる。それにもかかわらずグラッドストンは、これまで見てきた様に、早くから閣議でも議会でもスエズ運河の防衛を主張し、エジプト侵略に踏み切つたのである。そしてこのエジプト侵略は、本来緊縮財政家で対外戦争を浪費と捉えていたグラッドストンに、イギリスが最早その経済的・軍事的名声だけでは帝国を維持できない状態にある点を多少は認識させたものの、やはり彼のイギリス優越意識はその後も根強く残り、一八八三～五年のスーザン事件へとつながつていったのではないか

と考えられるのである。

今回は紙数の都合上から、グラッムストンをヨシップト侵略へと踏み切らせた諸要因、とりわけ彼とイギリス金融資本家層とのつながりや、世論との関係については触れることが許されなかつたが、この問題は後日を期したく思う。最後に、イギリス帝国の中のヨシップトの意味について、グラッムストンがどのように理解していたかを示す、⁽²⁾ 彼自身の言葉を以て、本論文を締めくくりたいと思う。

我々のヨシップトへの第一歩とは、略奪して得たものだが、それは北アフリカ帝国の確固たる根源となるであろう。そしてこの帝国は、やがてヴィクトリアとかアルバートといった名を冠せられるであろう、白ナイルの源流湖にまでどんどん拡がつていくだろう。そして我々はさらに南部のランスヴァール、オレンジ川は言うに及ばず、アビシニアやザンジバルをもつぱりと飲みこんでしまい、ナタールやケープタウンとの手を結ぶことになるであろう。

註

(1) 十九世紀後半のヨーロッパ外交史、イギリス外交史の概説書におけるペニズ株購入の評価については以下を参照されたい。Sir A.W. Ward & G.P. Gooch(eds.), *The Cambridge*

史苑(第五卷第一号)

History of British Foreign Policy, vol. 3, Cambridge, 1923, Chapter 2, pp. 154-162; W.L. Langer, *European Alliances and Alignment, 1871-1890*, New York, 1950, Chapter 8, pp. 255-256; C.J. Lowe, *The Reluctant Imperialist: British Foreign Policy 1878-1902*, vol. 2, London, 1967, Chapter 1, pp. 10-12; C.C. Eldridge, *England's Mission: The Imperial Idea in the Age of Gladstone and Disraeli*, London, 1973, Chapter 8, pp. 209-211; Swartz, *op. cit.*, Chapter 6, pp. 123-129, 坂井、前掲書、第11章、九四頁～一〇六頁。

(2) よるペニズ株購入をイギリス外交史上でも成功した事件として解釈している。

(3) 一八七八年十一月、シアのインド侵攻を恐れたイギリスは、アフガニスタンに侵略を開始した。しかし戦争は長びき、これが七九年の穀物の不作、貿易不振と結びつき、イギリス国民の間でディズレーリへの反発が強まつた。この時、グラッドストンは自分の新しい選挙区として選んだスコットランド南部のミッドロシアンにおいて、政府反対の大キャンペーンを開催した。詳しく述べ R.T. Shannon, "Midlothian: 100 Years After," in Jagger, *op. cit.*, pp. 88-103 を参照。また、このトガン侵略については、秋田茂「一八七〇年代末のインド政策とイギリス政党政治：第一次アフガン戦争を中心にして」(『大阪外国语大学学報』711-1号、一九八六年)を参照。

(4) 「歐州人内閣」とは、一八七八年八月に成立した、スバル・ペシャを首班とする内閣であり、蔵相にイギリス人のウ

アラムベヌルムハム連河（新譯）

- (一) ルノン、公共事業相トハバ人のム・トニリヒーク、ルの陸期の
ハシナム問題に關シテ、P. Vatikiotis, *The History of Egypt*, Baltimore, 1969; P. Mansfield, *The British in Egypt*, London, 1971; J. Beroque, *Egypt: Imperialism & Revolution*, London, 1972; Marlowe, *Anglo-Egyptian Relations*; Do, *Spoiling the Egyptians*. シテ参照。
- (二) ハルニーレ・マハヤの話題に關シテ、板垣螺川「ホルニーレ
一運動」(一八七九—一八八一年)の性格等ハシナム・
化研究所紀要』(一九一〇年)、加藤博「ホルニーレ・
ホルニーレ運動に關する演説」(『歴史論叢』四五一號、一九
八七年)を參照。
- (三) E.J. Feuchtwanger, *Gladstone*, London, 1975, p. 213.
- (四) P. Adelman, *Gladstone, Disraeli and Later Victorian Politics*, London, 1970, p. 37; Robinson & Gallagher, *Africa and the Victorians*, p. 96; Feuchtwanger, *op. cit.*, pp. 213-215 シテ参照。
- (五) 稲田、第一論文、四八～四九頁。
- (六) Hopkings, *op. cit.*, pp. 379-386.
- (七) P.C. 1876-1886, vol. 1, pp. 380-381. もし、ホルニーレ
ハシナム問題に關する政府の取扱いと、ムハム連河の安全
運送による確認を取る所である。(Ibid., p. 382.)
- (八) P.C. 1876-1886, vol. 1, p. 385.
- (九) Hansard, vol. 271, p. 176.
- (十) Ibid., vol. 272, p. 1587.
- (十一) G.E. Buckle(ed.), *Letters of Queen Victoria*, vol. 3,
- (14) P.C. 1876-1886, vol. 2, p. 280.
- (15) Lowe, *op. cit.*, vol. 2, p. 19.
- (16) P.C. 1876-1886, vol. 2, p. 314.
- (17) P.C. 1876-1886, vol. 1, p. 431. ルの話題はやむを放棄せ
べくした。
- (18) Wilson, *op. cit.*, p. 66. もし、ルの話題のホルニーレ及
び議院内外の演説の反対立派な立場が、Hansard, vol. 282,
pp. 961-1055 を參照された。
- (19) Farnie, *op. cit.*, p. 285.
- (20) ホルニーレベーレが緊縮財政家として競争を嫌悪した点
は、ハシナム問題に關する議論が、M.E. Chamberlain, 'Pax
Britannica? : British Foreign Policy, 1789-1914', London,
1988, p. 132.
- (21) W.E. Gladstone, "Aggression on Egypt and Freedom in
the East" (1877), in Do, *Gleanings of Past Years*, Lon-
don, 1879, p. 358. もし、ルのホルニーレベーレの論文は、『大
英一書』紙の編集長であるタイマー氏、イハン及び
ホルニーレ問題に關する論争のなかで書かれたものであつて、
本稿で引用した部分のすぐ後のもので、『大英一書』は我々
によつて支配され、發展せざり得ないにつけば、その市民生
活の細部も國家もイギリスやヨーロッパの眼から見て親しみ
を感じゆるゝ事なるであらう」と指摘しておる。(Ibid., pp.
358-359.) これは、後に彼が實際にホルニーレを支配する際の
対応的な出来事(注16参照)を合致してゐる。だが、ダイ

シーリーとの論争については、秋田、第一論文、二六八～二七一
頁を参照。

付記

「本稿は立教大学文学部一九八九年度卒業論文をもとにしている。
加筆訂正にあたって大阪外国语大学の秋田茂先生に大変お世話にな
った。記してここに感謝したい。」

(上智大学大学院博士前期課程)

史苑（第五二卷第一号）